

## 自治労連 単組定期大会紹介

### えびの市役所職員組合

えびの市役所職員組合は、平成25年6月21日に第40回定期大会を開催し、平成24年度の活動経過及び収支決算、平成25年度の活動方針及び収支予算等について審議をいただき、全会一致で承認を受けました。

大会に際しまして、自治労連本部の濱村執行委員長を来賓に迎え、盛大に執り行うことができました。

給与削減など、我々公務員にとって大変厳しい状況が続きますが、刻々と変化していく情勢の中で、現状に則した制度の確立と、組合員の生活及び勤務条件の維持・向上を目指して活動していきます。



### 玉野市役所職員組合

平成25年5月24日、第53回玉野市役所職員組合定期大会を、市役所大会議室にて開催しました。小笠原隆文執行委員長は冒頭の挨拶の中で、国による一方的な給与削減は地方自治の本旨を蔑ろにするものであり、また、知事会・市長会・公務員団体も反対との立場をとっていることから、到底受け入れられないと強く反対の意志を表明。

組合員数が減少し財政状況も大変厳しい中、今後も活動を継続・向上できるように、現在の活動内容や組合費など「組合の存在意義や在り方」を一から見直し、また上部団体に対する活動の関わり方を精査するなど「全員が納得し積極的に参加できる環境づくり」に重点を置いた活動に取り組むことを確認しました。



### 荒尾市役所新職員組合

荒尾市役所新職員組合は、6月28日に荒尾総合文化センターにて、平成25年度通常総会を開催しました。総会では平成24年度活動経過報告及び決算、平成25年度活動方針及び予算を報告・審議し、異議なく承認されました。

濱村執行委員長は、『これまで先輩諸氏が尽力して築かれた組合の歴史と「自由にして民主的な労働運動」いう自治労連の理念を堅持しながら、「住みやすく働きやすい荒尾市」、「地域住民に理解される職員組合」を目指し、さらなる発展の一步を踏み出してまいりたい』と挨拶しました。

地方公務員給与削減要請により給与削減実施の状況下ですが、組合団結して頑張りますので、今後ともよろしく願います。



### 全北区職員連絡協議会

平成25年7月12日、東京都北区の赤羽会館に於いて、来賓に花川北区長ほか多数のご来賓出席のもと全北区職員連絡協議会第29回定期総会が開催されました。

岩田議長の挨拶で始まった定期総会は、平成25年度の活動方針及び予算案、役員改選案について、満場一致で承認されました。

活動方針案では、山口幹事長から、他の組合から全連協に加入する組合員が増えており、やはり組合をよく見定めている職員は、噛めば噛むほど味が出る全連協をよく知っている。一人ひとりの話を丁寧に聞き、問題を解決していくという民主的な労働運動は、全連協の特徴であり、その運動を受け継いでいくためにも、今後も組合員の皆様に理解される労働運動を展開していく事を約束しました。

また、自治労連構成組織の方々からたくさんのお祝いメッセージをいただき、ありがとうございました。今後も執行部一同頑張りますので、よろしく願います。



平成25年 人事院報告情報

## 「月例給・一時金ともに改定なし」 「給与制度の総合的見直しを示唆」

人事院は、8月8日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等について報告をおこないました。

報告では、月例給については、公務が民間をわずかに下回っているものの、その較差は極めて小さいことから改定を行わないこととし、特別給についても民間と均衡していることから、月例給と同様、改定を行わないとされました。

その結果から今年は給与水準改定のための勧告は行わないとしています。

また、社会情勢の変化や公務における職員構成の高齢化などの状況を踏まえ、地域間や世代間において適正な給与配分を図り、民間における組織形態の変化や職務・勤務実績に応じたより適正な給与を実現するため、俸給表構造や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しに着手することも報告されています。

その報告を受け、公務員連絡会は「人事院報告にある、給与制度の総合的な見直し検討については、給与構造改革が完了してようやく2年を経たに過ぎず、拙速であり、かつ、地域間較差について、確かなデータも示さず、較差解消の見直し検討を行うというのは恣意的であり、看過できない問題である。」との考えを示しました。

また、濱村委員長は、「今回のような地方財政措置を伴う給与削減を政府が強制する事は、地方自治の根幹を守るためにも、決して認められないという事を労使とも明確にするとともに、地方公務員の給与カットを次年度以降行わせない取組を進める。」と今後の方針を示しています。

### 給与等に関する報告の骨子

#### ○ 本年の給与等に関する報告のポイント

##### 月例給、ボーナスともに改定なし

#### ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- ・減額支給措置は民間準拠による改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、昨年同様、減額前の較差に基づき給与改定の必要性を判断
- ・減額前の較差（0.02%）が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は見送り

#### ② 公務の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし

- ・上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

##### 給与制度の総合的見直し

減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手

- ① 民間の組織形態の変化への対応
- ② 地域間の給与配分の見直し
- ③ 世代間の給与配分の見直し